

第三者評価結果シート・コピー（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号

SK15002

S24515

S15002

③施設名等

名称：	くるみ学園
施設長氏名：	永井滋
定員：	100名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	函館市
T E L：	
U R L：	http://kurumi.koseiin.or.jp/

【施設の概要】

開設年月日	1900/3/6
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 函館厚生院
職員数 常勤職員：	39名
職員数 非常勤職員：	4名
専門職員の名称（ア）	社会福祉士
上記専門職員の人数：	2名
専門職員の名称（イ）	保育士
上記専門職員の人数：	16名
専門職員の名称（ウ）	看護師
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（エ）	栄養士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（オ）	調理師
上記専門職員の人数：	7名
専門職員の名称（カ）	
上記専門職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	1人部屋6 2人部屋35 4人部屋4 6人部屋3
施設設備の概要（イ）設備等：	各寮 LDK・プレイルーム・ユニットバス・トイレ・洗面洗濯室・職員室
施設設備の概要（ウ）：	親子訓練室・親子面会室・一時保護室・相談室・心理療法室
施設設備の概要（エ）：	調理室・洗濯室・乾燥室・共同浴室・医務室・体育館・センター

④理念・基本方針

理念：「With Child」「いつでも安らぎを」
 「常に子どもと一緒にあろうとする志」と「いつでも安らげる存在であろうとする事」を理念とする。
 基本方針：「基本姿勢」「支援方針」を掲げ、子ども一人ひとりを尊重し、生活していける力を培えるよう援助する。

⑤施設の特徴的な取組

「児童養護施設くるみ」「地域小規模児童養護施設いちい」「子育て短期支援事業所くるみ」「児童家庭支援センターくるみ」の4事業を展開

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2016/4/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2017/4/21
受審回数	1回
前回の受審時期	平成 25 年度

⑦総評

別紙による。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

3年に1度の受審があつという「間」であり、前回の指摘事項を改善する「間」がないなかで受審する事になったという所が本音です。今回受審するにあたり、事前に子どもの支援の現状を具体的に振り返ることが出来た事と、マニュアルの更新が出来た事が、成果と思っています。評価結果は、懇切丁寧に聞き取りをしていただいた結果と捉えており、日常会話の専門性のCARE、自立支援の為の社会へのPR等評価された事は、継続し進化させていく事とし、改善点は第三者が理解できる透明性のある子どもの権利擁護の取組が指摘されていると捉え、取り組んでいく事としたい、と思います。

⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>【コメント】</p> <p>基本理念「With Child」が要覧等に明文化されている。基本方針「基本姿勢と支援方針を掲げ、子ども一人ひとりを尊重し、生活していける力を培えるよう援助する」は、28年度事業計画書に読み取れる。基本方針は、理念に基づいた姿勢等を具体的に示す重要なものなので、理念と同様に各媒体に記載することが期待される。理念・基本方針の職員への周知は会議・研修等で実践に結びつくように周知されている。子どもや保護者等への周知は、機関紙への掲載がある。入所時の説明として「くるみ学園について」が作成されたので、ここにも記載する等の周知が期待される。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設経営をとりまく環境と経営状況は、北海道児童養護施設協議会等からの情報により社会的養護の動向を把握・分析している。全国児童養護施設協会の会議には東京まで出かけ最新の情報を得て分析している。把握・分析できていることとしては、社会的養護の小規模化推進による定員減と里親制度の普及による乳幼児の入所の減少がある。これを踏まえた、家庭的養推進計画のための「短期・中期・長期計画」を作成している。「短期・中期・長期計画」における短期・中期計画や年度計画には、把握・分析した情報が読み取れる。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>【コメント】</p> <p>経営課題である社会的養推進計画の利用定員減という課題は、本体施設で小規模グループケアをする他、施設外に地域小規模児童養護施設や分園型小規模施設の具体化を検討している。これに伴う職員体制が取れるように個々の職員のスキルアップを図っている。特に「CARE」を日常的に使えるように各寮でバズセッションを多く活用している。5年未満で退職する職員が多いこともあり、更なる人材育成取組の計画化も期待したい。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>中長期的な目標としては、社会的養推進のための「短期・中期・長期計画書」がある。内容は、小規模化・地域分散化・家庭養護の支援であり、推進期間は平成27年度から41年度までの15年間を3つの期間にわけた表になっている。これにかかる施設整備費等の記載はあるが、所轄の行政庁に届ける様式なので、これ以外の施設としての中長期の計画はない。中長期計画は、理念・基本方針にもとづき、経営課題等の分析を踏まえた3年から5年スパンの計画である。ここに社会的養推進も含めた地域ニーズ等の記載も望まれる。</p>	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>【コメント】</p>	

施設の中長期計画に相当する「短期・中期・長期計画」の短期の平成27～31年度にあげられている事項が28年度事業計画に記載されている。職員のスキルアップとしては、重点目標として、研修の日常化による関わりスキルやリーディングケアと自立支援が職員に向けて記載されている。単年度で運営されている事業が3～5年後に、より改善が図られるイメージで作成された中長期計画があれば、これを反映した単年度計画もより充実するので今後の単年度計画の作成に期待したい。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【コメント】

事業計画は、毎月の寮間会議や、上期、下期の振り返りにおいて、各部署の反省や課題を明らかにした上での策定にあっている。計画案は各寮主任職員が作成するため、全職員で作成・見直しをしている実感が薄い。職員の意見には、子どもの意見が含まれていることが多々ある。中長期及び単年度の事業計画の見直し時には、意識的に全職員の発言を促し意見を反映させることが期待される。

② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

c

【コメント】

保護者向け「学園について」や機関誌を作成、配布している。事業計画の内容として養育・支援の基本が読み取れるが、内容には工夫の余地がある。子どもから、行事の予算等が知りたいという声が上がったこともある。子どもに応じた理解しやすい事業計画の説明や、保護者等向けに周知と理解を促す事業計画の内容が望まれる。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者
評価結果

① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

【コメント】

寮ごとに、年度の上期・下期に重点目標の進捗状況報告を行い、取組状況の達成と課題を次年度への具体的解決を図るようにしている。しかし、寮単位の実施のため、子どもが成長して他寮に移ったときに課題解決の方策が合わないことがある。第三者評価の他に、全国養護施設協議会の自己評価も寮単位で実施されている。また、退所者へのアンケート調査も行っているため、結果を今の支援に活かせるようなPDCAのサイクル化が期待される。

② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【コメント】

第三者評価、全国養護施設協議会チェックリスト、退所者アンケート、高校三年生のアンケート、各寮の重点目標といった評価結果に基づき課題は明確になっている。課題解決の必要性は理解されているが、組織的に着手できておらず、持越しとなる場合がみられる。全体的な取り組みが必要であるとの認識はあるので、組織的として計画的実行と改善の実施が期待される。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。

第三者
評価結果

① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【コメント】

毎年、新年1月と4月に職員に対し、社会的養護の動向と、創設時の先人より込められた思いを踏まえて、理念「With Chile」の説明を行っている。特に、近年の家庭的養護推進に関しては、今後施設が目指す方向性を説明に盛り込み、文書化されている。施設長は、日常的に子どもの生活の場へ赴き、各種職員会議に出席、養護記録等から支援状況の全体を把握している。寮ごとに、子どもの生活空間としての主体的な利用についても、職員の意見を子どもの代弁者として尊重している。今後は裁量や権限の委譲、施設長不在時の体制の明文化と周知を進める等、これまで施設が培ってきた職場風土を継続できる仕組みを推進することが期待される。

② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

b

【コメント】

法人規定により、金額により施設及び役職の裁量範囲でできる取引等が決まっている。法令は広範囲に亘るので労務管理、保健衛生等、分野ごとに職員で分担して責任を持つように進めている。施設では、関連する法令・通知等が担当職員によりファイリングされるが、法令改正時には不十分な点が見られる。職員が法令等を遵守するために、法令等を閲覧可能な状態で周知できるようにしておくことが期待される。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】		
施設長は、養育・支援の質向上に意欲をもって、子どもの生活の場にも頻回に足を運んでいる。職員に支援課題の分析方法を助言しているが、子ども個々に対する具体的な支援は、各寮での解決を促している。各寮の重点目標に対する課題達成状況を把握し、日常生活での支援向上のために「CARE」研修を継続させている。これにより、各寮での子ども個々への支援課題の解決に悩む職員の迷いを軽減する意図がある。今後も、職員の支援力向上につながる更なる指導力に期待したい。		
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】		
家庭的養護推進計画を見越して、職員配置や小規模化に対応できる人材育成に努めている。このために人事考課面接で個々の要望を聞きながら組織が求める職員像を伝えている。人材定着に関しては、入職から5年未満の離職率を下げていくことが課題として認識されている。メンタルヘルスを含めたスーパービジョンやキャリアパス等、より働きやすい環境整備等が期待される。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】		
施設に必要な人材確保のための計画としては、短期・中期・長期計画に記載がある。短期的には、予想される児童数の減少を予測した職員数を検討している。中期的には、入退児童数の定員を平成36年度まで60名に減じ、地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの増設が検討される。これに伴う職員数の確保と支援形態の変化に応じたスキルアップも取組として概要にあげている。41年までの長期的展望ではファミリーホーム新設も視野に入れて施設本体40名をグループケア化、分園型小規模グループケア8名、地域小規模児童養護施設を2か所12名、と計画している。政策により制度は経年で変化するので毎年度、職員数の確保のために、退職希望者の在任延長を図り微調整している。施設運営形態の変化に伴う人材確保の計画はあるので、今後は人材定着のための方策も計画化することが期待される。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】		
総合的な人事管理の一環として、法人理念の他、施設独自の「期待する職員像」が伝えられている。また、児童養護施設の他に病院や介護保険施設等を経営する大規模法人として、共通の人事考課が運用されている。職員処遇の水準は担保されているが、職員個々が自らのキャリアパスを描けるまでには総合的な人事管理となっていない。今後は、職員個々の研修計画等で自らのキャリアパスを描けるような能力開発・人材育成等が期待される。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】		
法人の総合的な福利厚生事業があり、人事考課面接で就業の意向聴取が実施されている。パワハラ・セクハラ相談窓口の設置があり、28年度は全事業所においてストレスチェックシートによるメンタルヘルス対応を展開しているところである。施設には心理士が配置され、子どもを支える職員の悩みを聞くこともある。社会的養護における子ども支援は、感情労働としての疲れを十分にとれるように有給休暇の取得率向上や職員の要望を聞き取る等、人材定着も視野に入れた職場づくりが期待される。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
【コメント】		
職員個々の育成は、「能力・開発評価表」による定期面接で目標設定と管理が行われている。目標管理は人事考課制度の中にあり管理シートを抽出はできない。そのためこの目標管理は一般的な人事考課表における職務課題に対する実行計画と達成水準の結果による給与の等級確定に使用される。また、人材育成状況とその評価は業績・情意・能力に関してであり、重点育成課題は中間と期末に一次と二次の考課面接による。ここに、個別の研修計画にあたる具体的な育成事項は確認できなかった。今後は別紙にある個別職員の研修計画一覧表等を用いたより具体的な育成に向けた目標管理を期待したい。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】		

職員の教育・研修に関する基本方針としては、事業計画書に運営方針の職員の資質として「現状に耐える力」「家庭生活能力と問題解決能力」「ソーシャルワーク力」が記載されている。また、その支援方針には職員自身が自己研鑽に努めなければならないとして、コミュニケーションを初めとする10の視点をもって支援にあたることが記載されている。教育・研修の計画は、直接処遇職員だけではなく事務職・調理士等、常勤・非常勤・嘱託職員までの氏名と入職日等を記入、法人の入職前研修・新任・初級から専門の研修までの一覧表が作成されている。この外部研修の計画の他、内部研修として「職場内OFF-JT」が毎月の実施内容と担当者が予定されている。警備員は外部委託され、宿直による夜間・早朝勤務中の児童養護施設警備の留意点が伝えられている。個々の職員の教育・研修の計画は作成されたばかりなので、定期的見直し等は今後期待したい。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【コメント】

教育・研修計画の一覧表により、個々の職員の研修履歴を把握できるようにしている。単年度では、外部と内部の研修参加表が作成され、職員の経験年数等に応じて本人の希望と施設が求めるスキルが合致して受講できるようにしている。研修会場が道外の遠隔地であっても施設が求める高い専門性の獲得のためには積極的に受講させている。職員からも受講してよかったという声を聞く。この声を次年度に活かすためにも、職員個々の研修計画作成の際は、人事考課の育成計画の目標設定とリンクさせる等して、受講した研修が個々の職員にどのようによかったのかを評価・分析して次年度に反映させることが期待される。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【コメント】

実習生の受け入れにあたっての基本姿勢を明文化したマニュアルを始めプログラムが整理されてきた。社会福祉士の実習にはプログラムがひな型から施設独自に更新され、保育プログラムは専門学校提示のカリキュラムを利用している。社会福祉士の実習指導者研修は受講が義務付けになっているが、他は必須ではない。このため、実習生を受け入れた際に、実習生が事前に児童養護施設について何を学んで来て何を学びに来ているかが職員全般に伝わっていない。職員が実習生に児童養護施設のことを伝えること自体が職員の学びになることは職員も理解している。今後は施設の社会的責務として、現在使用しているプログラムの見直しや、実習を受け入れる意義を改めて内部学習会等で共通理解することが期待される。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

b

【コメント】

運営の透明性を確保するための情報公開としては、法人HPに情報公開のページがあり貸借対照表や現業届、各施設の情報が掲載され、機関紙はPDFで閲覧できるようになっている。児童養護施設ということで積極的な情報公開はしてこなかったが、家族向けに「くるみ学園について」を作成した。第三者評価の受審状況は、全国社会福祉協議会やWAMネットでも公開されているので法人HPにリンクを張ることもできる。苦情・相談の公開もHP上で公開可能なので、法人との検討が期待される。

② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

b

【コメント】

日常的な金銭的業務等はルールに基づき実行されている。より公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のために、28年度は外部監査のプレ実施を行った。本格実施は29年度を予定しているので今後期待したい。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者
評価結果

① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【コメント】

地域との関わりを広げるために、施設のグラウンドを開放したが混雑し過ぎたので現在は中止している。施設に遊びに来る子どもは小学生であればプレイルーム、中学生は居室でもよいことになっているが実際は一部の年長児の訪問に留まっており何らかの環境づくり等の工夫が期待される。個々の子どものニーズに応じた地域での活動は、送迎等の職員の人員配置上、推奨とまではなっていない。施設として地域とどうかかわるかは、事業計画の支援方針7項に若干の記載がある。子どもは退所後に地域社会へ旅立つ。地域が子どものその後の人生を育む。来年再来年のことではなく、地域が子どもを受け入れる土壌を作るためにも、明確なかたちで地域との関わりを文書化しておくことが期待される。

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 ボランティアの受け入れ体制の一環として、職員会議で説明がありボランティアを施設が受け入れる意義等が周知された。前回の受審時よりマニュアルを整備し、基本姿勢を明文化した。同様に学校教育への協力に関しても明文化をすることで、地域に児童養護施設の理解が進めば、より多様なニーズに対応したボランティア協力が得られる可能性もある。受け入れる施設側とボランティアの双方に事故やトラブルのないように、オリエンテーション等の受け入れ時の事前マニュアルを定期的に見直すことが期待される。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【コメント】 児童相談所や学校、各地域の要保護児童連絡協議会等のフォーマルネットワークは、職員からの子どもの状況に応じた適時な連絡で必要な連携が確保されている。一方、地域に点在するインフォーマルな社会資源の発掘・活用には今後の働きかけが期待される。施設が実施した退所者アンケート結果では、卒園した子どもの多くが地域でも困難を抱えていることがわかった。10年先を視野に入れてた地域そのものがアフターケアとなる、卒園した子どもを暖かく迎え入れる土壌を作るためにも、地域とのネットワーク化に期待したい。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
【コメント】 施設は、福祉避難所として相互支援協定を結んでいる。ハザードマップでは河川から離れた高地にあり、激震災害時には、一般市民の避難も予想される。しかし、災害時の具体的な役割等の確認まではしていないので、今後に期待したい。	
② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】 地域の福祉ニーズは、家庭支援センターや各種協議会への参加で把握している。地域ニーズに基づいた事業としては、子どもの一時預かりを土曜日を実施している。法人現業届によれば地域の福祉ニーズへの状況は全項目に実施ありとなっている。今後予定しているのは、子どもの貧困に関する社会調査や生活困窮者を対象とした配食である。場所は街中に開設するので直接、当該施設は関わらない。施設独自に取り組む活動等の継続のためにも事業計画に掲載することが期待される。	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】 基本理念「with child」を掲げ、子ども支援の実践の基本姿勢として①人権の尊重②境遇に共感③限りない受容④徹底した傾聴⑤自己決定への支援」を事業計画に示している。倫理綱領、行動規範等に子どもを尊重する姿勢が明示され職員会議等でも確認されているが、標準的な実施方法までには反映されていないので、今後期待したい。	
② 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
【コメント】 のプライバシーに配慮した支援のために、倫理綱領、行動基準で謳われ、日々の生活場面でも大切にされている。その一方、個人情報保護規定と混在しているので、子どもの日々のプライバシー保護の取組について明確に内容を分けていくことを期待したい。また、権利擁護に関する取組が少ないので職員の学習会から始めることが期待される。	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】	

子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報としては、ホームページ等がある。一般向けの要覧の他には、保護者や中高生向けに「くるみ学園」を適時見直している。資料は、年少児や配慮が必要な保護者等、誰がみてもわかりやすいように写真やイラストを付ける等の工夫が期待される。

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

b

【コメント】

入所の始まりにあたっては、子どもの年齢に応じて、日課、持ち物、こずかい等について説明している。資料読解に配慮が必要な保護者や子どもが見ても、これから始まる生活の様子が見える資料・方法が期待される。

③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【コメント】

他の社会的養護施設や障害者支援施設等に移行する場合は、必要な資料を作成している。家庭復帰する場合は、要保護児童地域対策協議会と協議の上、利用できる社会資源を考え支援の継続性に配慮している。今後は、退所後も施設が子どもに関わることが伝わるように、家庭支援センターやアフターケアについてわかりやすく記載した資料の作成に期待したい。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【コメント】

子どもの満足の向上を目的として、子どもの担当職員、各寮を中心に意見、要望を定期的に聞いている。今年度の重点目標である家庭的養護の支援体制として、調理部門と連携して各寮のキッチンを使い「同一献立」の調理を実施している。食に関する子どもからの要望は多い。年少児であっても将来のリービングケアにもつながるので、「同一献立」に限らないキッチンを活用した更なる取組を期待したい。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

c

【コメント】

法人の苦情解決の仕組みとして、WRM（ウェルフェア・リスク・マネジメント）委員会が設置されている。ここで年2回、子どもたちからの意見の聞き取りと対応状況、苦情、ヒヤリハット、事故等の処理経過を報告して意見を聞くことになっている。子どもと保護者に周知されている文書や掲示物には、第三者委員への連絡方法の記載がなく苦情箱の設置にとどまっている。第三者委員へ手紙や電話等できるように表記することが望まれる。また、苦情の状況を公表することも望まれる。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

b

【コメント】

子どもが相談や意見を述べやすい環境としては、意見箱の設置、WRM委員会設置の掲示がある。意見箱は、職員や他の子どもから見えにくい廊下に置くことで用紙を入れやすいようにしている。この他の意見等は子どもの担当の職員が把握して、毎月の会議の議案に「子どもたちからの意見・要望」として取り上げられている。子どもに相談・意見できる相手が自由に選べることを伝えるためにも「WRM委員会」掲示内容は、子どもにも親しみをもってわかりやすい表現等の工夫が期待される。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【コメント】

今年度の事業計画書の支援方針で「子どもの意見を聞く仕組みを日常生活の中で定着させていく」ことが取り上げられている。実際の対応は、可能な限り速やかに対応しているので、このことを「要望・意見・苦情の対応の流れの概要」にある「②日常的な苦情までには至らない意見・要望・疑問等の把握」の欄にある流れをマニュアル化することを期待したい。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【コメント】

安心・安全な養育・支援の実施を目的として、サービス委員会がヒヤリハットの集計・分析をしている。平成28年夏季は、居室窓の施錠のヒヤリハットが多かったが、エアコンを設置することになった。日常点検票で施設設備面を点検し、他に、「性的事故防止のためのチェックリスト」を使用して、建物の死角やリスクを把握を始めたところである。子ども同士や職員の支援上から起因するリスクのヒヤリハットが少ないので、「危険への気づき」の醸成に期待したい。

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【コメント】

感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のために、看護師と保健衛生係がインフルエンザ等の感染症やAEDを使用した心肺蘇生訓練を定期的に行っている。感染症マニュアルが策定された時期より経年が過ぎているので、定期的に更新されていくことが期待される。

③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【コメント】

災害時における子どもの安全確保のために、自衛消防組織、緊急連絡網、火災対応マニュアル、自然災害対応マニュアルを整備し、毎月避難訓練を実施している。自家発電の設置があり、非常食の他キャンプ用品も備え、福祉避難所として締結している。ハザードマップでは、避難場所の小学校より水害を受けない高地にあり、施設体育館は近隣の避難所としての役割を担うことも想定される。防災計画の整備には、地域とのいっそうの連携に期待したい。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

第三者
評価結果

① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

b

【コメント】

養育・支援について標準的な実施方法として、様々なマニュアルがある。各寮では、日課表に基づいて業務内容を定めている。その業務内容の手順、支援のポイント、注意点の記載がないため、職員個々の判断に任されている。標準的な養育・支援の実施方法とは、どの職員も行う基本部分を共通化することである。新人でもベテラン職員と同様に行える支援として、各寮で何が優先して必要なマニュアルなのかを検討することが期待される。

② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

c

【コメント】

様々なマニュアルが作成されているが、見直しが不十分である。標準的な実施方法の見直しは、年に1回の定期的な実施の他、必要時に都度実施することが望まれる。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

b

【コメント】

子どもの担当職員が評価測定表を使用してアセスメントを行い、各寮の中で検討後、職員会議に提出して策定される。アセスメントを行うのは、担当職員のみである。そのため、アセスメント項目のチェックでは、子どもの発達課題やニーズを客観的に把握しきれない。アセスメントの評価測定表は経年使用しており、ツールとしての客観性が課題になっている。新たなアセスメントツールの開発と自立支援計画策定プロセスのあり方について検証されることを期待したい。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

【コメント】

定期的な自立支援計画の評価・見直しは、年2回再評価を行っている。計画の急な変更の事例に備えて、計画変更時の仕組みを整備しておくことを期待したい。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
【コメント】 子どもの支援状況は、寮を横断した会議等で共有されている。養育記録は、事実を客観的に記載するように指導されている。自立支援計画の短期、中期目標は、養護記録と連動するように改善され、支援の経過がわかりやすくなってきた。今後は更に目標に対しての支援状況がより具体的に記載されることが期待される。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	c
【コメント】 子どもに関する記録は各寮の保管庫で施錠されている。個人情報保護に関しては、その不適正な利用や漏洩等についての規定、USB等電子媒体やマイナンバー取扱い等を法令と現状に即しての見直しが望まれる。職務分掌には個人情報管理者の明記も望まれる。		

内容評価基準 (41項目) A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者 評価結果
(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
【コメント】 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解するために、倫理綱領や行動規範を周知している。職員は、子どもにとって何が最善かを寮内職員で話し合い、上司からの助言・指導を受けている。また、「CARE」の研修を継続的に受け、実践事例集ができるまで支援の蓄積を全職員で共有しようとしている。		
②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
【コメント】 子どもの出生等については本人の希望と理解度に応じて知らせている。その際には、児童相談所と連携しながらフォロー体制を整えて、細心の注意を払っている。子どもに適切に伝えるには高い専門性とそのタイミングの適時性も求められるので、家庭支援専門員と寮担当職員の業務になっている。		
(2) 権利についての説明		
①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
【コメント】 「権利」という表題での説明はしていないが、日々の子ども同士の関わりや、子どもの意見、要望を聞く中で、自分や他の人も大切な存在であることを伝えている。「権利ノート」は児童相談所から子どもに渡されたか曖昧になっている。権利を具体的な生活場面で説明しているので、「権利ノート」等を活用して職員も学ぶ機会となることを期待したい。		
(3) 他者の尊重		
①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
【コメント】 毎月の誕生会での異年齢交流や、テレビ番組選択の場面といった日常生活を通して、他者への尊重が身につくように職員は働きかけている。また、職員の多くは、子どもと個別的な時間を過ごせるような取組を考えているが、他者へ配慮する心を育む機会として、子どもが施設外の人と交流できることも期待したい。		
(4) 被措置児童等虐待対応		
①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
【コメント】		

体罰等を必要としない援助技術として「CARE」研修の実践から、生活場面で険しい言葉を使わないようにしている。また「就労規則」「管理規定」「児童への対応について」等に体罰等の禁止を明記している。施設理念と児童養護施設職員としての倫理観を徹底させているが、更に取り組として、会議で定期的に虐待の具体例を挙げて取り上げることも検討している。

② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

b

【コメント】

子どもへの不適切な関わり防止と早期発見のために、研修事例を報告したり、施設長の指摘したケースを会議で検証している。しかし、子どもに対して、不適切な関わりの具体的な例を周知しておらず、不適切な関わりがあった場合の事例検証や学習機会は多くはない。不適切事例の検証、検討していくことは、養育・支援が適切であることの客観性の担保にもなっていくので、今後の取り組みに期待したい。

③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

c

【コメント】

WRM委員会内に第三者委員を配置して、被措置児童等虐待の事例があった場合の体制はあるが、被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応マニュアルは整備されていない。通告者に対する公益通報保護制度の周知や、子どもが自分で被措置児童等虐待の届出・通告制度を利用できるための仕組みづくりなど、早急に整備されることが望まれる。

(5) 思想や信教の自由の保障

① A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。

a

【コメント】

施設では、宗教的活動の強要や規制はしておらず、該当する事例もなく、思想、信教の自由は保障されている。

(6) こどもの意向や主体性への配慮

① A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。

b

【コメント】

入所マニュアルに添って受け入れており、子どもの不安の一つ一つ関わることで解消するようにしている。受け入れる側の子どもたちが日用品の置き場所、使い方なども教えてあげたりして、入所した子どもが困らないように良い雰囲気づくりをしている。今後は、入所時の不安がより柔らかくように、新しい生活がどのようなものであるかが子どもにもわかりやすい資料の工夫が期待される。

② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

子ども一人当たり年間予算があり、どのように使用するかと子どもと話し合っている。買い物、映画等の外出が多いが、可能な限り希望を聞いている。子どもからの意見では、学年による門限の違いや携帯電話に関することが多い。それぞれの子どもの意向を尊重して担当職員が個別に話し合いをしている。生活課題は日常生活の隅々にあるので、子どもが主体的に考えて行動できるように支援する職員の更なる関わりの向上に期待したい。

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

① A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。

b

【コメント】

寮単位で子どもの意見を聞き、自分たちのルールを考えるよう促している。集団生活の制限はあるが、職員は、子どもの目線で一緒に考えて、本人のやってみようという気持ちに寄り添い、挑戦していける気持ちを育てている。子どもから寄せられた要望・意見とその対応結果は定期的に施設全体に周知されている。しかし、他の寮での事例等をもとに施設全体で考え方の統一まで至っていないため、子どもへの対応は職員個別に委ねられている部分がある。今後は寮ごとの自律性を活かしながら子どもの主体性について施設全体でどのようにしていくかの検討が期待される。

② A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。

b

【コメント】

職員は子どもの年齢に応じて小遣いの管理ができるよう小遣い帳などを活用している。年齢ごとに貯金額を決め、子どもが予算の中で優先順位を付けた買い物ができるようになったり、職員と一緒に買い物に出かけることで商品価格の相場について身につけていけるようにしている。今後は、子どもが社会生活を始めた際に役立つ内容を増やしていくなど、リービングケアマニュアルの改訂を含めて検討していくことが期待される。

(8) 継続性とアフターケア

① A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。

b

【コメント】

家庭復帰後は子どもの不利益となりえるケースを想定し、施設からのアプローチは原則行っていない。子どもには退所直前に、困ったことがあったら施設に相談するように口頭で繰り返し伝えていたが、子どもの性格等にもより、相談先となることは少ない。復帰後の相談先として児童家庭支援センターと役割分担している。

② A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。

a

【コメント】

高校中退などのケースでは、就職や住む場所に不安がないよう施設の居室を提供、継続的に支援を行ってきた。保護者からの援助の有無を含め、児童相談所と総合的に判断し措置延長している。

③ A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

退所後の支援としては、就労支援するNPOといった地域の社会資源と連携している。リービングケアの新たな取組として、退所5年間に遡り、アンケートを行い退所後に子どもたちが困っている生活課題を把握した。また、「社会自立達成項目一覧チェック表」を用い高校3年生の4月にリービングケアについてのアンケートを行った。どちらのアンケート結果も今後の支援に活かす予定である。尚、職員が使用するリービングケアマニュアルはあるが、子どもが見て使えるものはない。高校3年時の担当職員がリービングケアを実施する責任を負っているが、施設生活最後の1年間の取組では不十分である。子どもの年齢に応じて家庭や社会生活を展望した支援に期待したい。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

第三者
評価結果

① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

a

【コメント】

評価機関のアンケートと聞き取り調査には、子どもが職員に受容されているのが窺え、記録にも相当する場面を確認できた。2つの利用者調査結果には施設生活の不満や思いがけない言葉があったが、そこから更に、子どもの気持ちを受け止めようとする職員の発言があり、その姿勢を高く評価したい。

② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。

a

【コメント】

基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるように職員は個別対応に努めている。例えば、中高生が要求する門限等の簡易なルールは、担当職員の裁量に任されている。更に柔軟な対応をとる場合は、担当職員以外の職員や寮担当主任との話し合いで調整をしている。当該施設の理念が「with child」とあるように、職員は子どもと共に過ごす時間を大切にしている。

③ A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

b

【コメント】

当番となっている子どもは、掃除機かけや床拭きを夕食後に、就寝前には米とぎをしていた。朝食後は、低学年の子どもも各々登校の準備をすませ、職員から傘の用意を促されていた。食事や入浴といった生活の場面で、子どもが自分から職員の動きを助けるといった成長を職員は感じ取っている。どの子どもに対してどのような見守りの程度か、どんな声掛けが必要かの職員間の共有に支援の質向上の伸びしろがある。朝・夕の時間帯や年少児への対応には更なる工夫が期待される。

<p>④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	b
<p>【コメント】 幼児から学齢までの子どもに対して、幼稚園通園から高校・短大、必要に応じて特別支援学校への通学を支援している。遊びに関しては、庭園・グラウンド、保育室にも遊具を備えている。パソコンを各寮に置き、図書コーナーを設けている。電子ピアノもあるが施設の構造上、女子の使用のみとなっている。職員は男子も使用可能となるかは考えている。近年、塾や少年団の活動を希望する子どもが増えてきた。職員の送迎等が必要なのですべての要望には応えられない。個々の子どもの発達に必要な学習や学びの機会の拡充となるので、ボランティアや地域情報の活用が期待される。</p>	
<p>⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	b
<p>【コメント】 日課を平日と土日に分け、寮ごとに職員が子どもに対して日常的に関わることで、基本的な生活習慣を身につけられるようにしている。塾や少年団活動により、学校や施設以外の大人と接する機会から様々な事を学ぶ機会もあるが、多くは施設職員が範を示すことになるので職員は普段の言動を意識している。学齢が上がるにつれて社会常識や社会規範が学べるよう、リービングケアを念頭に支援したので、5年生になって単独外出ができるようになった子どももいる。中学生まで学齢が上がると街へ出かける機会が増えて地域社会の知識が増える。小学生の段階で社会生活上、知っておいた方がいいことやできた方がいいことを職員間で話し合い、寮間を横断した職員の連携に期待したい。</p>	
<p>(2) 食生活</p>	
<p>① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	b
<p>【コメント】 食事は寮ごとの食堂でとっている。子どもごとの食器を使うなどの工夫があり、盛り付けや配膳なども子どもの年齢に合わせて行っている。寮ごとにご飯を炊いたり味噌汁を作ったりと食事場面にかかわりながら職員も一緒にテーブルを囲むようにしている。部活やアルバイトで帰宅が遅くなる場合もあたたかい食事が食べられるよう電子レンジを活用している。学校に弁当を持っていく場合、おかずを学友にみられることを恥ずかしがる事例があることから、弁当について子どもの意見を聞いて検討していくことが期待される。</p>	
<p>② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。</p>	a
<p>【コメント】 栄養士が中心となり、子どもの発育に適した献立を提供している。食事に関するアンケートを毎年実施し、人気のあるメニューを把握したり、調理員から感想や希望を聞かれている。また病気の際のおかゆ等、体調に合わせて提供できるよう寮に保存されている。寮の冷蔵庫にフルーツ缶などの食材があり、子どもの好むおやつを作って提供することもある。調味料なども子どもの意見を取り入れ寮に備えており自由に使うことができる。アレルギーの有無についても確認している。</p>	
<p>③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。</p>	b
<p>【コメント】 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるように、各寮でキッチンの活用を重点目標として取り組んでいる。朝の炊飯や夕食の味噌汁作り等、子どもが毎日できることから始めている。この他に、寮単位の「居室行動」費内で調理希望があった場合は、食材の買い物から始めてキッチンを使っている。また、「共通献立」として各寮に同じメニューの調理体験が設定されている。この「共通献立」は、調理室から、使用分量が計測された材料と調味料が用意される。この調理体験を更に家庭の台所調理に近づける工夫が期待される。また、食育として、郷土料理にふれることが掲げられ提供されているので、年齢に応じた子どもへの説明や話題提供等を期待したい。</p>	
<p>(3) 衣生活</p>	
<p>① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	b
<p>【コメント】 小学5年生までに自分の衣服を洗濯し、中学では自分で管理できるようになるよう子どもの年齢に応じて支援している。年齢に合わせて洗濯や衣服の保管などを行っており、たたんでしまう、ハンガーにかけておくなど、子どもの管理しやすい方法で収納を行っている。職員と一緒に服を購入しに出かけ、TPOや季節、好みを反映した装いができるように支援している。靴に関しては、施設内ではいているゴムサンダルの傷み具合も職員が目が届きにくい面があるので、成長の著しい子どもの年齢に応じて履物をチェックする仕組みが期待される。</p>	
<p>(4) 住生活</p>	
<p>① A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。</p>	a
<p>【コメント】</p>	

共用の居間は寮ごとに雰囲気の違い家具、時計が置かれ、壁や床の模様も変えている。掃除のルールも寮ごとに子どもの意見を交えて決めており、年少児でもが理解しやすいイラストを掲示している。施設では温度測定を定期的に行っており、快適に過ごせる環境の整備を進める一環として、29年度は冷房設備の新設が予定されている。

② A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。

a

【コメント】

居室はプライベート空間であることを子どもにも伝え、自分の部屋以外への立ち入りをしないようにしている。自分の空間と他の子どもの空間の理解を促し、共同生活の中でのプライバシーについて学んでいる。リビングルームとプレイルームがあり、プレイルームは年齢ごとに分けて使うことで安全と年少児の安心を保っている。

(5) 健康と安全

① A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

a

【コメント】

職員が子どもの様子を把握し、日常的に体調に気を配って看護師と連携している。キズ等があっても放置する子どもには自分で手当ができるように職員が促している。理美容については定期的に出かけており、理美容店は子どもが好みに応じて選ぶことができるようになっている。生活習慣が身に付くよう、職員と一緒に歯磨きを行ったり、小学4年生までは職員が大浴場で一緒に入浴している。生活の中で大人の行動を見ながら生活習慣が身に付くよう支援している。

② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

b

【コメント】

看護師と心理士の配置があり、子どもの体調不良やいつもとは違う様子は職員が看護師に相談し、素早く対応できるよう連携している。また子どもの既往症などの把握も行われているため必要に応じて適切な通院ができる。子どもにも服薬を促し、医師の指示通りに服薬する事や健康の維持について伝えている。心理士は心理面での支援が必要な子どもへの対応を担当職員と情報共有している。子どもの体調は、小さなことでも看護師に相談し、担当職員が把握している。服薬は自分で飲める子どもの場合は子どもに任されている場合があり、服薬管理を見直すことが期待される。

(6) 性に関する教育

① A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

【コメント】

子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けるために、子どもの年齢に応じたマニュアルを作成している。マニュアルは職員研修後に作成したが、展開と実践には困難を感じている。生命の大切さ、男女の関係など性に関する切り口をどのように子どもに伝えるかの統一が図られていないため活用の差があり、職員に迷いがみられる。各寮に、異性ととの交際ルールがあり、性教育に相当する個別の対応を行っている。職員自身で使えるマニュアルに見直すことで、子どもに伝えやすい機会となることが期待される。

(7) 自己領域の確保

① A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。

a

【コメント】

子どもの私物は、年齢によらず個別の物を用意するようしており、食器やおもちゃなども別にしており、物を大切にしたり自分のものを管理することを覚えるなど、私物の管理を通じて子どもが学べるように支援している。個室ではない場合に、私物管理や片付けが出来ないことによる子ども同士の不満が発生することがあるが、職員が根気強く片付けや私物管理の方法を伝えている。

② A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。

b

【コメント】

行事と子ども個人別に思い出の写真をDVDディスクに収めている。行事のDVDは担当職員が音楽を入れて編集した行事のDVDを子どもたちと一緒に見ることがある。子どもたちは、お互いの年少だった頃をみて、子どもなりに自他の成長を振り返っている。子ども個人別に作成したDVDは成長の記念として退所時に渡すことになっている。成長の過程を振り返るツールとしてDVDは充実している。年齢にかかわらず子どもがいつでも見られることや、子どもが職員と共に個別に成長を振り返る時間を過ごすために、紙媒体のアルバムの継続的な作成や他のツールによる場面の設定にも期待したい。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

<p>① A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	b
<p>【コメント】 行動上に問題のある子どもへの対応は、担当職員が子どもの言動を十分に受け止めるとともに、寮内の職員と話し合うことで担当職員が精神的に追い詰められることがないようにしている。寮担当主任の助言・指導があり、他の寮とも話し合っただけで子どもに対する対応に統一が取れるようにしている。「CARE」の手法が職員に浸透しつつあり、過去に問題行動が多かった子どもは、落ち着いてきている。しかし、職員によっては不適応行動への即時対応に不安がみられる。前回受審時より「CARE」研修回数を増やす等しているため、全職員の支援技術習得が更に高まって、より適切に対応できることが期待される。また、「危機対応マニュアル」は普段と違う事態に対応する汎用性の高いマニュアルなので、それだけに動く職員のスキルが要求される。初任の職員でも安心して子どもに</p>	
<p>② A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	b
<p>【コメント】 子どもには、「お友達が嫌がることをするのはいけないこと」と生活の中で伝えている。居室は子ども間の関係性を考慮して編成し、特に配慮が必要な子どもの情報は職員間で共有している。日常業務は、「児童と職員及び児童と児童の対応について」（虐待・いじめに関する取組方針）による実践に努めている。暴力・いじめ等が発生した場合は、「危機対応マニュアル」にあるように初期対応から始まり、寮での対応と全職員で事態を共有することになっている。「危機対応マニュアル」は汎用性が高いが暴力等が実際に起きた時の突発的な職員対応マニュアルとしては活用が難しい。また、「児童と職員及び児童と児童の対応について」は、取組方針として職員の共通理解としてはまとまりがあるが、より実効性を高めるには、各寮の子どもを想定した職員による見直しが期待される。</p>	
<p>③ A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。</p>	a
<p>【コメント】 子どもの安全を図るため、玄関は内側から施錠され、外から中にいる子どもがみえないようにガラス戸の上部が曇りガラスになっている。面会に来た保護者はすぐに施設内へ通さないでカフェスペースに案内し、万一の場合は施錠して施設内へ入れないようにしている。また、強引な引き取りをする可能性のある子どもの学校へその旨を連絡、職員が車で送迎したこともある。近年、強引な引き取りの事例はないが過去に適切な対応をしておき、仕組化している。</p>	
<p>(9) 心理的ケア</p>	
<p>① A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	b
<p>【コメント】 28年4月より新たに心理専門員を児童家庭支援センターに配置し、直接支援部門にも心理士と心理担当職員を配置している。心理療法が必要な子どもが優先されるが、被虐待児童の占める割合等からも他に心理的支援を必要としている子どもは多い。このことから、職員は心理職から心理的支援を学ぶ意欲が高い。心理的支援は、「CARE」同様、支援者の言動が子どもの成長を促す。研修やスーパービジョンが更に活かされることが期待される。</p>	
<p>(10) 学習・進学支援、進路支援等</p>	
<p>① A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	a
<p>【コメント】 個別の学習机を備え、学齢に応じた学習時間を設けている。受験期には学習塾に通うこと等の力を入れている。日常的には、学力に応じたプリントを用意してきたことを褒めている。また、学習が継続するように、実行シールを張ったりグラフ化して子ども自身の励みになるようにしている。基礎学力が低い子どもへの学習支援にも力を入れたいとの職員の思いはあるが人員配置上難しい。学習ボランティアの充実や個別支援の時間を工面する等の努力を継続している。</p>	
<p>② A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>	b
<p>【コメント】 子どもの最善の利益に資するように、進学等に使える「育英基金」を27年度から開設して、全国どこからでも志のある市民から基金へ振り込める口座をHPIに公開した。進路決定の選択のための情報提供等を早期に始めた方がいいと職員は考えているが、実際には学校の進路相談時期に現実化している。子ども以外に児童相談所や家族、学校と連携を図らなければならないので、施設は子どもと進路を一緒に考えることを早期に図ることが期待される。</p>	
<p>③ A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</p>	c
<p>【コメント】</p>	

高校生のアルバイトを奨励して実社会の大人と接する経験ができるようにしている。退所後の生活に不安がある子どものために、日常生活の中で自分の意見を言えたり、困ったときは人の助けを求められるように職員は話をしている。このことは、子どもが社会に出た時の心の準備となる。こうした職員の支援を活かすためにも社会的経験の拡大に向けた具体的な計画準備が望まれる。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

- ① A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

普段の家族との信頼関係づくりには子どもの最近の様子を伝える行事予定や機関誌「ふうてき」を送付している。28年度は「くるみ学園について」を作成して家族に施設の理解をはかっている。家庭支援専門員は18名の低学年の主任を兼務しており、家族調整の必要な子どもには寮担当主任も業務として動いている。

(12) 親子関係の再構築支援

- ① A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

宿泊できる家族交流室や面談室、家族が訪問した際に子どもが来るまでの間に待つ部屋をカフェスタイルで用意している。家族療法事業までは実施していないが児童家庭支援センターに心理職を配置している。家庭支援専門員も配置しているが兼務でもあるので今後2名配置するなどして、家族支援をより積極的にできる体制を検討中である。今後の更なる家族支援に期待したい。

(13) スーパービジョン体制

- ① A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

b

【コメント】

寮内ではバスセッションにより子どもへの具体的な対応を話し合い、同時に、職員の気持ちを聞くピュア・スーパービジョンの機能も果たしている。スーパーバイザーは寮担当主任や心理士、役職者がケースに応じて対応している。これにより支援の質向上が図られ、職員の燃え尽き防止にもなっているが、スーパービジョンとしての体制の認識が職員により違いがある。このため、支援に迷いがあるまま日課に追われることに終始してしまうと感じる職員もいる。キャリアアップの仕組としての位置がスーパービジョンに組み込まれると体制の認識が職員に進む。明確なスーパービジョン体制により、個々の職員の専門性が更に高まることが期待される。